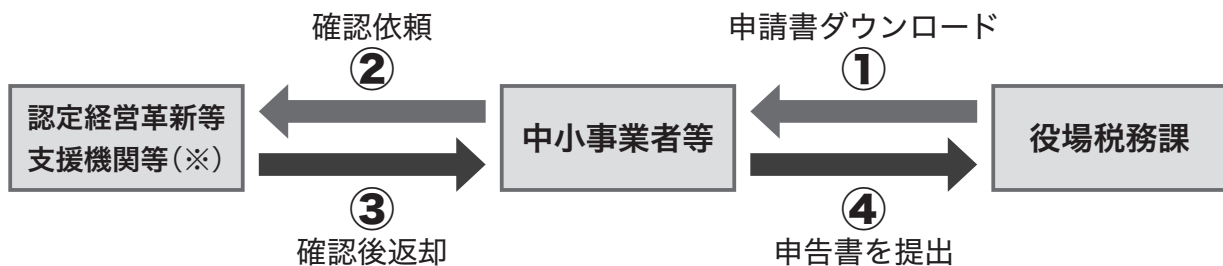


2 固定資産税・都市計画税の軽減を受けるための申告方法



(※) 認定経営革新等支援機関等とは

- ・認定経営革新等支援機関として認定を受けた税理士、税理士法人、会計士、中小企業診断士、金融機関等
- ・都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会等
- ・帳簿の記載事項を確認する能力がある税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、各地の青色申告会連合会、各地の青色申告会(認定を受けた者は除く)等

①

町公式ホームページから申告書をダウンロードし、必要事項を記入。
(申告書をダウンロードできない場合は税務課窓口までお越し下さい。)

②

事業者が認定経営革新等支援機関等に申告書等を提出し、軽減対象であることの確認を依頼する。

- 【確認事項】
- ・中小事業者等であること
 - ・事業収入の減少割合
 - ・特例対象家屋及びその居住用・事業用割合の確認

③

認定経営革新等支援機関等が②の内容を確認し、申告書の確認欄に押印後、事業者に返却。

④

役場税務課あてに令和3年1月6日(水)から2月1日(月)まで(当日消印有効)に申告書等を提出。なお、償却資産を所有する事業者の方は令和3年度償却資産申告書もあわせてご提出ください。(増加減少がない場合でも提出が必要です。)

中小企業庁のホームページに【固定資産税等の軽減措置に関するQ&A】が掲載されていますのでご参照ください。

(URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>)

※お問い合わせ先 役場税務課 (TEL : 7-5292)

ドコモからのお知らせ

- ・二つ折りのケータイには修理受付が「終了」「終了を予定している機種」があります。
- ・修理受付終了機種は、地震等発生時に送られる「緊急速報(エリアメール)」の動作保証外機種となります。
- ・故障した場合、大切なデータが復旧できなくなる可能性があります。また、災害発生時の緊急情報把握のために、ぜひお近くのドコモショップ、もしくはドコモコールセンター (0120-800-000) へご相談ください。



お近くのドコモショップはこちらから確認ください。

(広告)